

令和6年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和6年6月7日)

- 議案第1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第12号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第13号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第14号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第15号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第16号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第17号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議案第18号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第19号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第20号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第21号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第22号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第23号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第24号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第25号 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を
求めることについて
- 議案第26号 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関
し承認を求めることについて
- 議案第27号 令和5年度奥州市一般会計補正予算（第16号）の専決処分に関し承
認を求めることについて
- 議案第28号 奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立保育所条例の
一部改正について
- 議案第29号 奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第30号 奥州市市営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第31号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監
督者等の資格を定める条例の一部改正について
- 議案第32号 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど
も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 議案第33号 奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均
一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に
伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

- 議案第36号 江刺総合コミュニティセンター屋根等改修工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて
- 議案第37号 本庁舎外壁等改修工事（第2期）の請負変更契約の締結に関し議決
を求めることについて
- 議案第38号 市有地における自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決
定に関し議決を求めることについて
- 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第42号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第44号 令和6年度奥州市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告につ
いて
- 報告第2号 令和5年度奥州市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和5年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の
報告について
- 報告第5号 令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 報告第6号 令和5年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和5年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第8号 江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

議案第 1 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 浅野 輝夫
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 2 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 阿部 成明
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 3 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 家子 洋子
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 4 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 伊藤 周治
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 5 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 岩 淵 壽 子
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 6 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 植松 郁男
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 7 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 小澤 靖
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第 8 号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 小原 松光
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第9号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 菊地 隆文
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第10号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 紺野 弘行
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第11号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐々木 生子
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第12号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 菅原 利宏
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第13号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 喜一
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第14号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 洋一
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第15号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 浩幸
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第16号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 義典
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第17号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 千葉 孝治
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第18号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 千葉 英宏
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第19号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 千葉 房志
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第20号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 福田 貴徳
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第21号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 星 洋子
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第22号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 松戸 正雄
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第23号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 三浦 正幸
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第24号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 八重樫 章
生年月日 （略）

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和6年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第25号

奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること
について

奥州市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項本文中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合

計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税

の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税

額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に

相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9号各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は

令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第16条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条

の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奥州市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第

32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決第 6 号

専 決 処 分 書

奥州市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認
を求めることについて

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決第7号

専 決 処 分 書

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第16号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第16号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第 5 号

専 決 処 分 書

令和 5 年度奥州市一般会計補正予算（第16号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立保育所条例の一部改正について

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立保育所条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立教育・保育施設再編計画に基づき、奥州市立幼保連携型認定こども園江刺ひがしこども園を設置するとともに、奥州市立玉里保育所を廃止するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立保育所条例の一部を改正する条例

(奥州市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 奥州市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年奥州市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立幼保連携型認定こども園稲瀬わかば園の項の前に次のように加える。

奥州市立幼保連携型認定こども園 江刺ひがしこども園	50人	奥州市江刺玉里字大松沢85 番地 4
------------------------------	-----	-----------------------

(奥州市立保育所条例の一部改正)

第2条 奥州市立保育所条例（平成18年奥州市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立玉里保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第29号

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

新型コロナウイルス感染症への対応のため暫定的な措置として設置した奥州市国民健康保険臨時診療所は、当該感染症に係る医療提供体制が幅広い医療機関による通常の対応に移行したことに伴い、これを廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険直営診療所条例（平成18年奥州市条例第192号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

奥州市市営住宅管理条例の一部改正について

奥州市市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市営住宅の入居者の資格等の見直しを行うことにより、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居を促進し、もってこどもを産み育てやすい環境を整備するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

奥州市市営住宅管理条例（平成18年奥州市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「オまで」を「カまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 入居者及び同居者のいずれもが60歳以上の者である場合 214,000円

第6条第2号ウを次のように改める。

ウ 同居者に18歳未満の者がある場合 259,000円

第6条第2号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 入居者及び配偶者（戸籍上の配偶者又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者をいう。以下同じ。）のみの世帯であり、そのいずれもが39歳以下の者である場合 259,000円

第9条第3項中「20歳未満の子」を「18歳未満の者」に、「寡婦若しくは寡夫」を「配偶者のいない者」に、「平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者」を「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等」に改める。

第12条第1項第1号を次のように改める。

（1）入居者と連帯保証人が家賃その他の債務を連帯して負担し、又は入居者と契約した者が家賃その他の債務を保証することを証する書類を提出すること

。

第12条第3項中「請書に連帯保証人の連署」を「書類の提出」に改める。

第62条の見出し中「及び市営住宅管理人」を削り、同条第1項中「3人以内をもって」を削り、同条第3項から第5項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第62条の改正規定（見出しを含む。）及び同条第3項から第5項までを削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

水道法の一部改正による所管大臣の権限の移管に伴い、同法の規定により定める市の水道技術管理者の資格要件を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例（平成24年奥州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了した者については、この条例による改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第32号

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これを参酌して定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第62条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例中第23条（見出しを含む。）の改正規定は令和7年1月1日から、第62条第2項第2号の改正規定は公布の日から施行する。

議案第33号

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方自治法の一部改正による地方公営企業法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部改正について

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地域再生法の適用に伴う固定資産税の課税免除の対象となる施設を追加するとともに、課税免除の適用期限を延長するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設」という。）」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産」を加える。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例（第2条の改正規定中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）による改正後の奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条及び第3条の規定 令和6年4月1日
 - (2) この条例（第1条の改正規定及び第2条の改正規定中「特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える部分に限る。）による改正後の奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）第2条及び第3条の規定 令和6年4月19日（経過措置）
- 3 前項第2号に定める日前に新設され、又は増設された設備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税については、新条例第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第35号

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除の適用期限を延長するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産
税の課税免除に関する条例（令和５年奥州市条例第４号）の一部を次のように改
正する。

第２条第１項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第２条の規定は、令和６年４月１
日から適用する。

議案第36号

江刺総合コミュニティセンター屋根等改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

江刺総合コミュニティセンター屋根等改修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
江刺総合コミュニティセンター屋根等改修工事
- 2 工事場所
奥州市江刺岩谷堂字下惣田地内
- 3 契約金額
210,100,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市水沢台町3番35号
氏名 板谷建設株式会社
代表取締役社長 関口 聡

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

江刺総合コミュニティセンター屋根等改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第37号

本庁舎外壁等改修工事（第2期）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

令和6年3月15日に変更契約の締結に係る議会の議決を経た本庁舎外壁等改修工事（第2期）の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

本庁舎外壁等改修工事（第2期）

2 請負者

住所 岩手県奥州市江刺愛宕字前中野255番地

氏名 佐野建設株式会社

代表取締役 松坂 弘光

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	174,790,000円	218,218,000円

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

本庁舎外壁等改修工事（第2期）の請負変更契約を締結しようとするものである。

議案第38号

市有地における自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

市有地における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償及び和解の相手方並びに損害賠償の額

(1) 住所 (略)

氏名 (略)

損害賠償の額 800,481円

(2) 住所 (略)

氏名 (略)

損害賠償の額 707,652円

2 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合をそれぞれ100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額の全額を支払う。

3 損害賠償の原因

令和6年3月18日午後1時30分頃、奥州市江刺広瀬字新田地内の市有地において発生した倒木により、隣接する市有地に駐車中の相手方の車両を損傷させたことによる。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市有地における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解をしようとするものである。

議案第39号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

除雪車更新計画に基づき除雪グレーダを更新し、冬期間の安全な交通を確保するため。

2 取得する財産

(1) 種別 除雪グレーダ

(2) 数量 1台

(3) 取得価格 39,050,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県北上市相去町平林27番地45

氏名 日本キャタピラー合同会社 北上営業所
北上営業所 所長 佐藤 勝徳

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

除雪グレーダを取得しようとするものである。

議案第40号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

除雪車更新計画に基づき凍結防止剤散布車を更新し、冬期間の安全な交通を確保するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 凍結防止剤散布車
- (2) 数量 1台
- (3) 取得価格 22,800,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目14番地
氏名 株式会社イブキ産業 水沢営業所
所長 鈴木 俊

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

凍結防止剤散布車を取得しようとするものである。

議案第41号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

小型動力ポンプ積載車の経年劣化に伴う性能低下等により消防団活動に支障を来さないよう、計画的な車両更新を行い、円滑な消防団活動を図るため。

2 取得する財産

(1) 種別 小型動力ポンプ積載車

(2) 数量 4台

(3) 取得価格 33,457,320円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県盛岡市洪民字狐沢34番地14

氏名 有限会社佐々木ボデー

代表取締役 佐々木 清

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

消防団活動で使用する小型動力ポンプ積載車を取得しようとするものである。

議案第42号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

車体が老朽化している給食車を更新するとともに、学校給食施設の再編により令和8年度に開所予定の（仮称）奥州西学校給食センターの配送計画に基づいた仕様に合わせて給食車を購入し、学校給食の配送及び回収の用に供するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 給食車
- (2) 数量 3台
- (3) 取得価格 27,005,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢真城字土手根66番地1
氏名 岩手日野自動車株式会社 水沢営業所
所長 岩渕 勝博

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

学校給食センターで使用する給食車を取得しようとするものである。

議案第43号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット設備機器を更新し、安定したサービスを提供するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市光ネット設備機器
- (2) 数量 一式
- (3) 取得価格 56,100,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2
氏名 マルモ通信商事株式会社
代表取締役 菊地 弘樹

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市江刺地域で光ネットサービスを提供するための光ネット設備機器を取得しようとするものである。

議案第44号

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第45号

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第1号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月20日に第1回変更契約の専決処分をし、同年12月1日に議会に報告をした水沢中学校校舎等改築建築工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

水沢中学校校舎等改築建築工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢花園町一丁目1番7号

氏名 高惣建設（株）・丸協建設（株）・（株）太田建設特定市営建設工事
共同企業体

構成員（代表者）

高惣建設株式会社

代表取締役社長 高橋 健二

構成員

丸協建設株式会社

代表取締役 三浦 國彦

構成員

株式会社太田建設

代表取締役 千田 正太

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	2,783,836,000円	2,792,889,000円

令和6年5月21日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 2 号

令和 5 年度奥州市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により、令和 5 年度奥州市一般会計継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和5年度奥州市一般会計継続費繰越計算書

款		項		事業名	継続費総額	令和5年度継続費予算現額			年度内支出 済及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
						予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
													国県支出金	地方債	その他
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	教育費	3	中学校費	水沢中学校校舎等改築事業	4,080,840,000	816,168,000		816,168,000	309,263,000	506,905,000	506,905,000	25,405,000		481,500,000	
合 計					4,080,840,000	816,168,000		816,168,000	309,263,000	506,905,000	506,905,000	25,405,000		481,500,000	

令和6年6月7日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

令和5年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和5年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
2	総務費	1	総務管理費	広報事務費	132,000	89,100					89,100
2	総務費	1	総務管理費	車両更新事業	5,757,000	5,757,000					5,757,000
2	総務費	1	総務管理費	本庁舎管理事業	3,241,000	990,000					990,000
2	総務費	1	総務管理費	前沢支庁舎施設修繕業務	743,000	743,000					743,000
2	総務費	1	総務管理費	胆沢支庁舎施設修繕業務	594,000	594,000					594,000
2	総務費	1	総務管理費	本庁舎外壁等改修工事	16,696,000	16,696,000					16,696,000
2	総務費	1	総務管理費	水沢地域交流館施設修繕業務	195,000	147,400					147,400
2	総務費	1	総務管理費	水沢地区センター施設修繕業務	1,221,000	1,221,000					1,221,000
2	総務費	1	総務管理費	江刺ターミナルプラザ施設修繕業務	463,000	463,000					463,000
2	総務費	2	徴税費	個人住民税システム改修業務	19,250,000	19,250,000					19,250,000
2	総務費	3	戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修業務	4,026,000	4,026,000		4,026,000			
2	総務費	3	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	28,226,000	28,226,000		15,171,000			13,055,000

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
3	民生費	1	社会福祉費	物価高対策重点支援給付金給付事業（追加分）	51,000,000	49,100,000		49,100,000			
3	民生費	1	社会福祉費	ぬくもりの家自動火災報知設備改修工事	19,131,000	19,131,000					19,131,000
3	民生費	1	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金	6,850,000	4,950,000		4,950,000			
3	民生費	2	児童福祉費	いずみ保育園施設修繕業務	249,000	249,000					249,000
3	民生費	2	児童福祉費	田原保育所運営事業	541,000	469,000					469,000
3	民生費	2	児童福祉費	放課後児童クラブ施設修繕業務	936,000	690,800					690,800
3	民生費	2	児童福祉費	公立認定こども園施設修繕業務	216,000	216,000					216,000
4	衛生費	1	保健衛生費	悠悠館施設等修繕業務	935,000	935,000					935,000
4	衛生費	1	保健衛生費	水道事業会計出資金	268,760,000	268,760,000			268,700,000		60,000
4	衛生費	1	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	300,000	300,000		300,000			
4	衛生費	1	保健衛生費	新型コロナウイルス感染症予防接種業務	1,000,000	1,000,000		1,000,000			
4	衛生費	2	環境衛生費	危険空き家除却工事補助金	1,000,000	1,000,000		500,000			500,000
4	衛生費	2	環境衛生費	公害対策事業	631,000	535,700					535,700

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
4	衛生費	3	清掃費	汚水処理施設撤去工事	16,000,000	16,000,000					16,000,000
6	農林水産業費	1	農業費	強い農業づくり交付金事業補助金	756,117,000	756,117,000		756,117,000			
6	農林水産業費	1	農業費	産地パワーアップ事業補助金	110,000,000	110,000,000		110,000,000			
6	農林水産業費	1	農業費	旧胆沢堆肥化施設解体撤去工事	81,809,000	81,809,000					81,809,000
6	農林水産業費	1	農業費	胆沢牧野施設修繕業務	825,000	825,000					825,000
6	農林水産業費	1	農業費	農業集落排水事業債償還基金積立金	11,729,000	6,658,000		6,658,000			
6	農林水産業費	1	農業費	衣川食材供給施設低圧受電設備改修工事	1,045,000	1,045,000					1,045,000
6	農林水産業費	1	農業費	衣川民芸屋敷施設修繕業務	1,247,000	1,247,000					1,247,000
7	商工費	1	商工総務費	衣川貸工場屋根塗装工事	17,776,000	17,776,000					17,776,000
7	商工費	1	商工総務費	種山高原星座の森屋外イベントスペース新築工事	14,608,000	14,608,000			14,600,000		8,000
7	商工費	1	商工総務費	高齢者コミュニティセンター使用料還付金	2,280,000	2,280,000					2,280,000
7	商工費	1	商工総務費	衣川いきいき交流館低圧受電設備改修工事	3,025,000	3,025,000					3,025,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路維持作業車両更新事業	12,534,000	12,534,000					12,534,000

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
8	土木費	2	道路橋りょう費	冠水通報装置設置工事	759,000	759,000					759,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	緊急自然災害防止対策事業	56,859,000	25,749,000			25,700,000		49,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	歩行空間確保対策工事	1,925,000	1,925,000					1,925,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	12,216,000	12,216,000		5,472,000	6,700,000		44,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（道路整備）事業	59,899,000	54,709,200			51,800,000		2,909,200
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	9,281,000	9,189,100			8,500,000		689,100
8	土木費	2	道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	233,753,000	233,751,700		114,215,000	112,500,000		7,036,700
8	土木費	4	都市計画費	下水道事業債償還基金積立金	634,000	634,000		634,000			
8	土木費	4	都市計画費	江刺カルチュアパーク等施設修繕業務	3,124,000	3,124,000					3,124,000
8	土木費	4	都市計画費	江刺カルチュアパーク遊具更新工事	3,806,000	3,028,300					3,028,300
8	土木費	5	住宅費	川端住宅施設修繕業務	9,680,000	9,680,000	9,680,000				
8	土木費	5	住宅費	池田団地電気設備修繕工事	1,298,000	1,298,000	1,298,000				
9	消防費	1	消防費	防火水槽設置工事	12,556,000	12,556,000			12,500,000		56,000

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
10	教育費	1	教育総務費	廃棄物処理委託業務	2,494,000	2,494,000					2,494,000
10	教育費	2	小学校費	小学校施設非構造部材耐震性一斉点検業務	10,013,000	10,013,000					10,013,000
10	教育費	3	中学校費	中学校施設非構造部材耐震性一斉点検業務	4,905,000	4,905,000					4,905,000
10	教育費	3	中学校費	水沢南中学校施設整備事業	3,121,000	3,121,000					3,121,000
10	教育費	4	幼稚園費	幼稚園施設非構造部材耐震性一斉点検業務	263,000	263,000					263,000
10	教育費	5	社会教育費	江刺生涯学習センター施設修繕業務	1,024,000	950,400					950,400
10	教育費	5	社会教育費	奥州宇宙遊学館施設修繕業務	440,000	440,000					440,000
10	教育費	5	社会教育費	後藤伯記念公民館施設修繕業務	33,000	33,000					33,000
10	教育費	5	社会教育費	旧白山児童館施設修繕業務	233,000	232,100					232,100
10	教育費	5	社会教育費	武家住宅資料館施設等修繕業務	1,075,000	1,074,700					1,074,700
10	教育費	5	社会教育費	埋蔵文化財調査センター施設修繕業務	3,542,000	3,542,000					3,542,000
10	教育費	5	社会教育費	文化会館施設修繕業務	6,297,000	6,293,600					6,293,600
10	教育費	5	社会教育費	牛の博物館施設修繕業務	770,000	770,000					770,000

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
10	教育費	6	保健体育費	学校体育施設修繕業務	1,265,000	1,265,000					1,265,000
10	教育費	6	保健体育費	胆沢総合体育館等施設修繕業務	1,755,000	1,755,000					1,755,000
10	教育費	6	保健体育費	胆沢体育館受電設備変圧器更新工事	33,770,000	33,770,000	6,000		30,300,000		3,464,000
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧工事	23,000,000	23,000,000			11,900,000	33,000	11,067,000
11	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧工事	50,205,000	29,281,000		15,841,000	8,300,000		5,140,000
合 計					2,011,083,000	1,941,285,100	10,984,000	1,083,984,000	551,500,000	33,000	294,784,100

令和6年6月7日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第 4 号

令和 5 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により、令和 5 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書

款		項		事業名	継続費総額	令和5年度継続費予算現額			年度内支出 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
						予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
													国県支出金	地方債	その他
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	工業団地整備費	1	工業団地整備費	(仮称) 袖山工業団地整備事業	3,247,940,000	800,000,000	677,200,753	1,477,200,753	1,234,136,000	243,064,753	243,064,753	70,753		32,100,000	210,894,000
合 計					3,247,940,000	800,000,000	677,200,753	1,477,200,753	1,234,136,000	243,064,753	243,064,753	70,753		32,100,000	210,894,000

令和6年6月7日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第 5 号

令和 5 年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 5 年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款		項		事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳			
							既 収 入 特定財源 円	未収入特定財源		
								国県支出金 円	地方債 円	その他 円
1	工業団地整備費	1	工業団地整備費	広表工業団地整備事業	309,937,000	305,162,677	50,588,000		254,400,000	
合 計					309,937,000	305,162,677	50,588,000		254,400,000	

令和6年6月7日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第 6 号

令和 5 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、令和 5 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和 5 年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳								不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	一般会計出資金	工事負担金	当年度損益勘定 留保資金	繰越財源					
											企業債	一般会計出資金	工事負担金			
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			建設改良事業	1,865,401,992	1,161,692,592	613,319,646	0	212,700,000	0	72,600,000	328,019,646	0	0	0	90,389,754	用地取得 1 件 工事請負19件
			拡張事業	685,204,000	103,696,103	581,238,600	193,760,000	193,600,000	193,760,000		118,600	0	0	0	269,297	設計委託 1 件 工事請負 6 件
		耐震化事業	400,102,100	200,102,100	200,000,000	50,000,000	68,000,000	75,000,000		7,000,000	0	0	0	0	工事請負 2 件	
合 計			2,950,708,092	1,465,490,795	1,394,558,246	243,760,000	474,300,000	268,760,000	72,600,000	335,138,246	0	0	0	90,659,051		

報告第 7 号

令和 5 年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、令和 5 年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和5年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	そ の 他	当年度勘定資産 損益留保金	繰越財源				
										企 業 債	負担金及び分担金			
公共下水道 1 事業資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良事業	円 1, 776, 272, 298	円 1, 683, 213, 021	円 54, 513, 600	円 12, 429, 000	円 39, 200, 000	0	円 1, 374, 100	円 0	円 1, 510, 500	円 38, 545, 677	円	工事請負1件 移転補償2件
		処理場建設改良事業	24, 860, 000	0	24, 860, 000	13, 543, 000	9, 900, 000	0	1, 417, 000	0	0	0		設計等委託1件 工事請負1件
農業集落排水 3 事業資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良事業	180, 629, 432	132, 583, 400	40, 952, 100	16, 000, 000	14, 400, 000	0	10, 552, 100	0	0	7, 093, 932		工事請負2件
		処理場建設改良事業	233, 810, 700	122, 138, 500	103, 556, 200	51, 692, 000	46, 300, 000	0	5, 564, 200	0	0	8, 116, 000		工事請負6件
合 計			2, 215, 572, 430	1, 937, 934, 921	223, 881, 900	93, 664, 000	109, 800, 000	0	18, 907, 400	0	1, 510, 500	53, 755, 609		

報告第8号

江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、江刺開発振興株式会社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

奥州市長 倉 成 淳